

1949年から1957年までの東ドイツにおけるスポーツ振興の 理念・方策とその実現に関する研究

寶 學 淳 郎 (大阪成蹊大学) *

A study of the implementation of sports promotion philosophy and measures in the German Democratic Republic from 1949—1957

Atsuro Hougaku (Osaka Seikei University) *

(2020年6月18日受理)

Abstract

The purpose of this is clarify to the extent of implementation of the sports promotion philosophy and measures prescribed in sports-related regulations issued by national institutions and the Sozialistische Einheitspartei Deutschlands (SED), a political party within the German Democratic Republic (GDR). In this paper, I will focus on the period between 1949 and 1957, using documents that were previously regarded as top secret by the GDR.

In summary, a number of points were clarified. First, in the first regulation of the GDR dealing solely with sports, the “Entschlieung des Zentralkomitees der SED” (1951), infant, youth, and popular worker sports, and the improvement of sports performance were not yet clearly separated. In 1952, The State Committee for Physical Culture and Sports Committee was established, until 1953, the committee discussed one-year sports plans. In these plans, sports were gradually separated into infant and youth sports, workers’ popular sports, sports performance improvement, sports science, expert cultivation, construction and investment in sports venues, sports equipment and development, ideological education, International activities, campaigns, and financial affairs. The committee issued three directives after 1956, which perpetuated the different sports areas, the directives had medium- to long-term consequences. This suggests that the main concerns of sports policy continued to be these matters from the early 1950s in the GDR. Second, one of the characteristics of “Beschlu ber die weitere Entwicklung der Krperkultur und Sportes in der Deutschen Demokratischen Republik” (1956) was that it established target values for priority sports events and each area; the GDR promoted sports as planned and also focused on economic plans. However, these values were already presented in the one-year sports plans (1953–1956) before “Beschlu ber die weitere Entwicklung der Krperkultur und Sportes in der Deutschen Demokratischen Republik.” This suggests that planned and intensive sports were promoted in the GDR from the early 1950s. Third, the sports-related regulations emphasize the importance of competitive sports over infant and youth sports, workers’ popular sports, but the report prepare before January 1957 also indicates a sizeable investment in sports clubs, which were the foundations for competitive sports. This suggests that competitive sports were emphasized in the GDR from an early stage. Forth, in the one-year sports plan, the emphasis was placed on strengthening ideological education, which can interpreted as the GDR attempting to promote sports in the early 1950s based on a Soviet model. However, in 1956, new sports-related regulations provided a unique, non-Soviet character to GDR sports. This included Schulsportgemeinschaft, which was not significant in Germany before World War II. Fifth, as far as the report is concerned, the GDR sports programs stagnated before 1957 due to low membership in infant and youth sports and popular worker sports, and subsequently, it was unable to keep up with the Federal Republic of Germany in competitive sports.

キーワード : 社会主義国家 東ドイツ スポーツ振興

Key Words: socialist state German Democratic Republic sports promotion

1. 研究の目的

本研究は、社会主義との模範と言われ、スポーツ分野でも世界の注目を集めたドイツ民主共和国（以下、東ドイツ）のスポーツを政策的側面から検討するものである。社会主義国家を建設するために、東ドイツは政治、経済、教育などあらゆる面で統一で計画的な政策を遂行してきたが、スポーツにおいても国家及びドイツ社会主義統一党（以下、SED）の強い関与があったと考えられるからである。

唐木の言うように、社会主義体制の歴史は、まず理念が出され、それを「社会主義建設」という名で実現していた経緯があるので、社会主義国家におけるスポーツの分析は、理念と現実との関係を明らかにする作業は欠かせない。これは旧社会主義国家における建前と本音の区別をするというだけでなく、現存する社会主義の可能性と限界を明らかにするという重要な課題をも解くことになるからである¹⁾。

東ドイツの場合、政権政党であった SED のスポーツにかかわる諸決議、国家的機関によるスポーツ関係法規、大衆団体であるスポーツ統括団体の方針など、スポーツに関係する諸規定（以下、スポーツ関係規定）にスポーツに関係する理念や方策が示されており、また東ドイツのスポーツ関係規定は、その数の多さと種類の多さから同国のスポーツ政策の特徴の一つとされていることから²⁾、筆者はまず東ドイツの主なスポーツ関係規定を体系的に整理し、主なスポーツ関係規定の内容、特徴、変容を時代的な移り変わりとともに明らかにした³⁾。表1は、先行研究に示されている東ドイツの主なスポーツ関係規定の決議年月日、通称、決議機関、公開場所、年である。上述の規定は、スポーツ分野のみを取り扱った規定（2、3、4、5、7、9）とスポーツ分野以外をも取り扱った規定（1、6、8、10）に分類され、更に前者は、中長期的な期限を設けた規定（4、5、7）とそれ以外（2、3、9）に分類される⁴⁾。なお、T.P.K. (*Theorie und Praxis der Körperkultur* の略称)は東ドイツのスポーツ専門雑誌であり、規定4は極秘文書と考えられ、東ドイツ時代には非公開であった。

次に唐木の言うところのスポーツの理念と現実との差額、本研究ではスポーツ関係規定に示されるスポーツ振興の理念や方策がどの程度まで実現されたのかについては、内部文書・極秘文書のみならず、様々な側面から今後慎重に時間をかけて検討すべきものと考えられる。

本研究では、東ドイツが建国された1949年から1957年までの同国のスポーツ状況を中心に検討する。この時期は、東ドイツにおいて国家的な

機関による総合的なスポーツ関係規定が制定されるとともに、後述するように東ドイツ独自のスポーツシステムの構築が始まる時期であり、東ドイツスポーツ史において重要な時期と考えられる。

本研究では次を課題とした。第1は、1957年までの東ドイツのスポーツ振興の理念・方策を明らかにするために、「青少年法」「SED中央委員会の決議」「閣僚評議会の決定」の他、1952年に設置された国家身体文化・スポーツ委員会（以下、国家委員会）の会議等で使用された「東ドイツにおける身体文化・スポーツ促進長期計画」（以下、スポーツ計画）の内容と特徴について検討することにある。東ドイツスポーツ史では、「青少年法」は「ドイツ史において前例のないものであった。その中では国民の平和、ヒューマニズム、幸福、健康に役立つ青少年及びスポーツ政策の基本方針が定められている」¹⁵⁾と述べられ、「SED中央委員会の決議」は、「実際の課題を含むとともに社会主義の基礎を築く数年間すべてに通じる課題を含んでいた」¹⁶⁾と述べられている。「閣僚評議会の決定」については、東ドイツスポーツ史では、「社会主義的身体文化の更なる発展に関するプログラムを含み、数年間の指針となり、青少年法とともに、身体文化・スポーツ促進のための多くの重要な方策の基礎を国法上に示した」¹⁷⁾と述べられている。スポーツ計画は東ドイツ時代極秘文書であり¹⁸⁾、従来の研究では触れられていないが、東ドイツの身体文化・スポーツ全分野の最高機関として位置づけられた国家委員会の会議等で論議され、後述するように包括的な内容を含んでいることから、国家委員会設置から「閣僚評議会の決議」制定までの同国のスポーツ政策を解明する資料として重要と考えられる。本研究では、ドイツ連邦公文書館において発掘したスポーツ計画を使用した。本研究の第2の課題は、これらのスポーツ関係規定に示される理念・方策が1957年までにどのように実現されたのかを明らかにするために、「1956年の民主的スポーツ運動発展に関する報告」の内容を明らかにすることである。国家委員会の会議で使用された同資料も東ドイツ時代極秘文書であり、従来の研究では使用されていないが、その項目がスポーツ計画や1956年以後の国家委員会の3つの訓令の項目と類似していることから重要と考えられる。本研究では、ドイツ連邦公文書館において発掘した同資料を使用した。そして、最後に、明らかになったことに基づき、1957年までの東ドイツにおいてスポーツ振興の理念・方策と実態のずれがなぜ生じたのかについて若干言及したい。

表 1 先行研究に示されている東ドイツの主なスポーツ関係規定

	決議年月日	通称	決議機関	公開場所、年
1	1950.2.8	「青少年法」 ⁴⁾	人民議会	官報、1950
2	1951.3.17	「SED中央委員会の決議」 ⁵⁾	SED中央委員会	SED党大会文書、1952
3	1956.2.9	「閣僚評議会の決定」 ⁶⁾	閣僚評議会	官報、1956
4	1956.9.-12.	「1956年から1960年までの東ドイツにおける身体文化・スポーツ促進に関する訓令」 ⁷⁾	国家身体文化・スポーツ委員会	非公開
5	1960.2.1	「1965年までの社会主義的身体文化発展に関する国家身体文化・スポーツ委員会の訓令」 ⁸⁾	国家身体文化・スポーツ委員会	T.P.K., 1961
6	1964.5.4	「第2次青少年法」 ⁹⁾	人民議会	官報、1964
7	1965.9.1	「1970年までの社会主義身体文化発展の将来計画作成に関する訓令」 ¹⁰⁾	国家身体文化・スポーツ委員会	T.P.K., 1967
8	1968.4.6	「東ドイツ憲法」 ¹¹⁾	人民議会	官報、1968
9	1968.9.20	「東ドイツ国家評議会の決定」 ¹²⁾	国家評議会	官報、1968
10	1974.1.28	「第3次青少年法」 ¹³⁾	人民議会	官報、1974

II. 1957 年までの東ドイツにおけるスポーツ振興の理念・方策

1957 年までの東ドイツのスポーツ関係規定の中で、注目されるのが「閣僚評議会の決定」である。なぜなら、同決定は東ドイツ建国初期に出された「青少年法」「SED 中央委員会の決議」とは異なり、スポーツ分野のみを対象とし、且つ法的

拘束力を持つ規定であり、更には、東ドイツにおける社会主義の基礎建設を明確に打ち出した SED 第2回党会議（1952 年）以後に出された最初の包括的な規定であるからである。ここでは、主に 1953 年から 1956 年に国家委員会会議等で使用されたスポーツ計画に注目し、その内容、特徴を検討し、1957 年までの同国におけるスポー

表 2 1953年から1956年までのスポーツ計画の項目

1953年スポーツ計画 ¹⁹⁾	1954年スポーツ計画 ²⁰⁾	1955年スポーツ計画 ²¹⁾	1956年スポーツ計画 ²²⁾
前文	前文	前文	前文
I 主要課題	民主的スポーツ運動における政治的、道徳的教育	主要課題	I 大衆スポーツの促進
II 政治的、道徳的教育の改善	スポーツ競技力の向上	I スポーツ競技力の向上	II 児童・青少年スポーツ
III 科学的研究	科学的研究の改善	II 大衆スポーツの促進	III スポーツ競技力の向上
IV 急速なテンポでのスポーツ競技力の促進と向上	大衆スポーツ発展における前進	III 児童・青少年スポーツ	IV スポーツ宣伝活動、科学的研究
V 国際的活動	児童・青少年スポーツ	IV 科学的研究	V スポーツ専門家の育成と資格付与
VI 東ドイツにおける大衆スポーツの広範な促進	国際的スポーツ活動	V スポーツ宣伝活動	VI スポーツ建造物、投資
VII スポーツ専門家の育成と資格付与	スポーツ専門家の養成と資格付与	VI スポーツ専門家の育成と資格付与	VII スポーツ器材・開発
VIII スポーツ建造物、スポーツ器材、財政	スポーツ建造物、投資	VII スポーツ建造物、投資	VIII 財政
	スポーツ器材・開発	VIII スポーツ器材生産、スポーツ用品販売・開発	
	財政	IX 財政	

ツ振興の理念・方策を明らかにしたい。その特徴については、前後のスポーツ関係規定との比較から主に検討した。

1. スポーツ計画の構成

表 2 は、1953 年から 1956 年までのスポーツ計画の項目である。1956 年の計画については項目に番号のみがふられ、項目名の記載がないので、筆者が内容から窺える項目名を記載した。また、ローマ数字の有る無しは原文にしたがった。

すべてのスポーツの計画に項目にあがっているのは、前文、大衆スポーツ、競技スポーツ、科学的研究、専門家の育成と資格付与、スポーツ建造物、スポーツ器材、財政に関することである。主要課題は 1953 年、1955 年の計画、政治的、道徳的教育は 1953 年、1954 年の計画、児童・青少年スポーツは、1954 年、1955 年、1956 年の計画、国際的活動は、1953 年、1954 年の計画、宣伝活動は、1955 年、1956 年の計画の項目となっている。4 つの計画の項目は、主に、児童・青少年スポーツ、大衆スポーツ、競技スポーツ、イデオロギー教育、スポーツ科学、国際的活動、専門家育成と資格付与、スポーツ器材・開発、スポーツ建造物と投資、財政、宣伝活動に関することであり、類似している。

東ドイツで最初のスポーツのみを取り扱った

スポーツ関係規定である「SED 中央委員会の決議」では、児童・青少年スポーツ、大衆スポーツ、競技スポーツといった領域はまだ明確に区分されていないが、国家委員会設置以後のスポーツ計画では、それらの領域が次第に明確に項目化され、スポーツ科学、専門家育成などの項目は継承され、スポーツ器材・開発、スポーツ建造物・投資、財政などが新たに項目となっている。1956 年の「閣僚評議会の決定」では、児童・青少年スポーツ、大衆スポーツ（スポーツマンの愛国教育を含む）、競技スポーツ（研究などを含む）と領域が明確に区分されたが、注目すべきは、スポーツ計画の項目と、1956 年以後国家委員会によって出された中長期的で総合的な内容を有する 3 つの訓令の項目（表 3 参照）との関係である。表 3 にみられるように、スポーツ計画の項目の殆どがこれらの訓令に受け継がれている。このことは、東ドイツスポーツ政策の主要な関心事が 1950 年代前半から継続してこれらの事柄にあったことを窺わせる。

2. スポーツ計画の内容と特徴

「青少年法」と「SED 中央委員会の決議」の主な特徴は次のことにある。第 1 は、「青少年法」が建国後 4 ヶ月という早い時期に、スポーツの助成を国家的に規定したことにある。スポーツ分野のみを取り扱った規定ではないものの「青

表 3 国家委員会の中長期的で総合的な内容を有する訓令の項目

「1956年から1960年までの東ドイツにおける身体文化・スポーツ促進に関する訓令」(1956)	「1965年までの社会主義的身体文化発展に関する国家身体文化・スポーツ委員会の訓令」(1960)	「1970年までの社会主義的身体文化発展の将来計画作成に関する訓令」(1965)
前文	前文	前文
	I. 社会主義教育	1. 社会主義的身体文化発展の基本方針
		2. 社会主義的身体文化の各領域発展の主要課題
I. 児童・青少年スポーツ	II. 児童・青少年スポーツ	2.1 児童・青少年スポーツ
	就学前の身体教育	
	トゥルネン・スポーツ授業	
	課外スポーツ	
	総合大学, 単科大学, 専門学校におけるスポーツ	2.2 総合大学, 単科大学, 専門学校及び教育諸機関における身体文化とスポーツ (学生スポーツ)
II. 勤労者の大衆スポーツ	III. 大衆スポーツ	2.3 成人の身体文化とスポーツ (一般国民スポーツ)
III. スポーツ競技力の向上	IV. 競技スポーツ	2.4 競技スポーツ促進の根本原理
IV. 科学と専門家育成	V. 科学と研究	3. 科学と研究促進の基本方針
	VI. 専門家の育成と継続教育	4. スポーツ医学の促進
	VII. スポーツ医学の促進	5. 専門家の資格付与, その育成と継続教育
V. 投資と建設工事	VIII. 投資活動とスポーツ施設に関する諸方策	6. 身体文化の物質的・技術的諸条件の拡大
VI. スポーツ器材・開発	IX. スポーツ器材	7. 身体文化の統一的システムの科学的計画と指導
VII. 財政	X. 財政	

少年法」は、スポーツ教員の養成、スポーツ科学推進と専門家育成のためのドイツ体育大学の建設、スポーツ章の制定なども定めている。第2に、「青少年法」と異なりスポーツ分野のみを取り扱った「SED 中央委員会の決議」が包括的な内容を持つことである。同決議では、児童・青少年スポーツ、大衆スポーツ、競技スポーツという領域

はまだ明確に区分されていないが、それぞれに基本的な方針が示され、スポーツ等級制度の整備や国際スポーツ諸連盟への加盟などの将来的な課題とともに、東ドイツスポーツに関して後に特徴とされたスポーツ科学、専門家育成などが建国間もない時期に出された同決議において項目となっている。第3に、「SED 中央委員会の

決議」では、ソビエトをモデルとしたイデオロギー教育、スポーツ等級制度、スポーツ組織の再編などの方策が示され、スポーツ分野においてもソビエト追従の傾向が「青少年法」以上に明確に窺えることである。これに対し、社会主義国家建設が本格化し始めた時期に出された「閣僚評議会の決定」の主な特徴は、社会主義体制の卓越性を示すという目標の下、児童・青少年スポーツ、大衆スポーツ、競技スポーツをより包括的且つ具体的に促進しようとしていること、経済計画と同様にスポーツ分野も計画的、重点的に促進しようとしていること、より準軍事的スポーツなどを重視するなど軍事力の増強、イデオロギーの強化、社会主義体制の確立の手段としてスポーツを利用しようとしていること、従来のドイツ学校教育では重視されていない学校スポーツ共同体を重視するなど東ドイツ独自のスポーツシステムを模索していること、行政の中央集権化と同様にスポーツ行政の中央集権化を企図していることなどである。

以下では、スポーツ計画の内容と前後の主なスポーツ関係規定の内容を比較し、スポーツ計画がどのように特徴ある方策を定めているのかを明らかにしたい。

1) 前文：主な特徴はソビエトのスポーツマンを模範に東ドイツのスポーツマンを政治的、道徳的に教育し、ソビエトのスポーツ科学を東ドイツに適用し、スポーツ章を基礎に幅広い国民スポーツ運動をつくり、多くのドイツ最高記録を樹立するようにスポーツマンの能力を高めることなど、国家委員会、県・郡の下部機関や労働組合に対し多くの役割が記されていることなどである²³⁾。「SED 中央委員会の決議」では、大衆団体であるドイツスポーツ委員会を中心としたスポーツ組織改革が目指されていたが、スポーツ計画では、国家委員会を中心としたスポーツ組織改革が窺える。しかし、国家委員会と教育省の関係や地方スポーツの管轄などについては十分には明らかにされておらず、このことが明確になるのは「閣僚評議会の決定」においてである。

2) 主要課題：主要課題は、政治的、道徳的教育活動の改善、急速なテンポでの競技力の促進と向上、大衆スポーツの幅広い展開などと記されている。その内容は従来と変わらないが、注目されるのは、それを労働組合のスポーツ団体と種目別競技団体において、重点的に実施すると記されていることなどである。

3) 児童・青少年スポーツ：主な特徴は、スポーツ章の獲得者数について、1953 年のスポーツ計画から具体的な目標が定められていることにあり、1950 年代前半からの東ドイツにおける計画的な促進が窺える。その他では、1956 年のスポーツ計画にみられる学校スポーツ共同体の設置

や児童スポーツの重点促進種目の設定なども注目される。前者については、それは、この時点では、東ドイツがモデルとしたソビエトのスポーツにおいても、東ドイツと歴史的背景を共にするドイツ連邦共和国（以下、西ドイツ）のスポーツにおいても重視されていないものであった。後者については、その種目が後述する 1954 年のスポーツ計画の競技スポーツで記された重点促進種目とほぼ一致していることが重要と考えられる。

4) 大衆スポーツ：主な特徴は次にある。第 1 は、勤労者層の人々をスポーツへと取り込む必要性が謳われ、特に労働組合のスポーツ団体等に対しては、従来の規定にない会員数及びその女性会員部分の割合などの具体的な目標が設定されていることである。第 2 は、従来の規定にない労働組合のスポーツ団体の組織的強化などが記されていることである。第 3 は、大衆スポーツにおいても、スポーツ章の獲得者数について、具体的な目標を定めていることである。第 4 は、自由ドイツ労働組合同盟などと協力した職場スポーツ共同体、スポーツ共同体におけるスポーツ計画の作成が記されていることである。第 5 は、大衆スポーツ行事の種類、時期が提示されていることである。大衆スポーツの内容は、「SED 中央委員会の決議」で定められた方針を踏襲するものであるが、「閣僚評議会の決定」の内容ほど具体的なものではなく、地方スポーツの管轄なども明記されていない。

5) 競技スポーツ：主な特徴は次にある。第 1 は、重点促進種目が設定されていることである。特に陸上と水泳では、達成すべき記録などが種目別、男女別に具体的に記されている。第 2 は、ソビエトをモデルとしたスポーツ等級制度を推進する必要性が謳われ、具体的な目標が示されていることである。第 3 は、青少年記録の向上が意識されるとともに、スポーツ学校の拡大が企図されていることである。第 4 は、特定の職場スポーツ共同体とスポーツクラブを競技スポーツの拠点とすることが明記されていることである。第 5 は、トレーナーを以前より重視する方針が明確にされ、トレーナーの増員、資格付与、スポーツクラブへの投入などが記されていることである。競技スポーツの内容は、児童・青少年スポーツ、大衆スポーツ以上に明確であり、「閣僚評議会の決定」の内容に類似している。また、主なスポーツ関係規定において初めて競技スポーツの重点促進種目がみられるのは「1956 年から 1960 年までの東ドイツにおける身体文化・スポーツ促進に関する訓令」（1956 年）であるが、1954 年のスポーツ計画ではそれ以前に重点促進種目がみられる。記されている種目は、陸上、水泳、（跳込・水球）、体操、サッカー、ハンドボ

ール、自転車、ボクシング、ボート、レスリング、スキー、アイスホッケーである。そこには、重要なオリンピック種目において西ドイツを上回ることや、国際的競技水準への到達すること（1956年夏まで）なども記されている。定められた種目については、後年のオリンピック大会において、アイスホッケーを除くすべての種目で金メダルを獲得していることから注目される。1950年代前半からの東ドイツにおける計画的、重点的なスポーツの促進傾向が、児童・青少年スポーツ、大衆スポーツ以上に競技スポーツに端的にみられることは重要と考えられ、東ドイツにおける早期からの競技スポーツ重視が窺える。

6) イデオロギー教育：その重要性は以前の規定においても記されていたが、これらの計画では、県委員会での講演会の実施、職場スポーツ共同体、スポーツ共同体における集会の規則的实施など、具体的な方策が示されていることが特徴である。

7) スポーツ科学：主な特徴は、従来の規定と異なり、オリンピックのための科学的準備、競技力向上へのスポーツ医学の利用などが明記されていることである。

8) 国際的活動：主な特徴は、「SED 中央委員会の決議」では西ドイツを含めた全ドイツオリンピック委員会の設立が目指されていたが、これらのスポーツ計画では東ドイツオリンピック委員会の IOC 加盟に係る活動強化等が記されていることなどである。

9) 専門家育成：主な特徴は次にある。第1は、スポーツインストラクターの種類及びその人数、通信教育の拡大及びその人数、ドイツ体育大学で養成する教員、トレーナーの種類及びその人数などが具体的に示され、従来の規定より重点的、計画的な専門家養成が窺えることである。第2は、従来の規定と異なり、女性の割合の増加、指導的幹部の増員なども記されていることである。

10) スポーツ器材・開発：主な特徴は、従来の規定より重点的なスポーツ器材の生産が窺えるとともに、器材の質的改善、規格化が目指されていることである。

11) スポーツ建造物と投資：主な特徴は次にある。第1は、投資では、ドイツ体育大学、室内プールに関する計画の実現などが記され、より重点化が窺えることである。第2は、地域予備費の活用によって、小規模スポーツ施設を設置することなどが記されていることである。第3は、スポーツ・トトの純益によるスポーツ施設の改修・新設などが記されていることである。

12) 財政：主な特徴は、資金の準備、行事コストの削減などが課題とされ、それらを確実にするため方策として、20%の行事収入の増加、20%の管理コストの削減、15%の行事・会議コストの削

減など、従来の規定にないノルマが記されていることである。

13) 宣伝活動：宣伝活動に関しては従来と大きな変化はないが、勧誘パンフレットについては、従来の規定にない具体的なスポーツ種目が記されている。

14) 年計画：年計画であるので当然であるが、これらスポーツ計画には、後の国家委員会の訓令にみられるような計画経済と連動した中長期的で具体的な目標設定はまだみられない。

これらのスポーツ計画においても、スポーツ章、スポーツ等級制度、イデオロギー教育などが重視されていることから、「SED 中央委員会の決議」に引き続き、1950年代前半も東ドイツが「ソビエトをモデル」としてスポーツを促進しようとしていることが窺える²⁴⁾。その一方で、「閣僚評議会の決定」以前の1956年のスポーツ計画において、学校スポーツ共同体の設置が定められていることも注目される。学校スポーツ共同体は、建国当初東ドイツがモデルとしたソビエトのスポーツや東ドイツと歴史的背景をともにする西ドイツのスポーツにおいて重視されていないものであり、東ドイツにおけるその重視からは、東ドイツ独自のスポーツシステムの模索が窺える。また、東ドイツにおける学校スポーツ共同体の重視は1956年の「閣僚評議会の決定」が初めてと考えられていたが、本研究で検討した1956年のスポーツ計画（1955年12月の国家委員会事務局特別会議で使用された）にそれがみられることから、1955年段階から東ドイツが課外スポーツの整備のために学校スポーツ共同体の拡大を構想していたことが窺える。

Ⅲ. 「1956年の民主的スポーツ運動発展に関する報告」²⁵⁾（以下、報告）にみる1957年までの東ドイツスポーツの状況

以下では、報告の内容から1957年までの東ドイツスポーツの状況を検討する。

1. 報告の性格と作成時期

報告の扉には「厳重な極秘公文書」の印が押され、その下には委員会議案 Nr.4/1/57 という文字がある²⁶⁾。国家委員会が同報告を承認したのは1957年1月4日であったこと、報告が作成されたのはそれ以前であったこと、報告が公開されない極秘文書であったことなどが窺える。1957年2月7日、国家委員会は、「民主的スポーツ促進運動の活動と構造の改善に関する理由と提案」を発表し、ドイツトゥルネン・スポーツ連合設立（1957年4月）へと進んでいくが、報告が承認されたのは、この動きの少し前のことであった。

2. 報告の内容

1) 構成

報告は大きくは前文、大衆スポーツ、児童・青少年スポーツ、専門家の育成、スポーツ競技力の向上、投資、財政、スポーツ器材・開発で構成されている。報告の項目は、スポーツ計画や 1956 年以後の国家委員会の 3 つの訓令の項目に類似しているが、スポーツ科学に関する項目がないことが相違である。

2) 内容と特徴

①前文：スポーツへの大衆の獲得と競技スポーツの向上が目標と記されている。また、前文からは、1950 年代半ばの東ドイツにおけるスポーツ振興の基礎が、主なスポーツ関係規定（「青少年法」「閣僚評議会の決定」）、国家委員会のスポーツ計画の他、スポーツ諸連盟種目の達成計画であったことなども窺える。

②大衆スポーツ：大衆スポーツでは、目標の一つであった住民の幅広い階層をスポーツ界の取り込むという課題は実現することができなかったと明確に記され、1950 年代半ばの東ドイツにおける大衆スポーツの停滞が窺える。会員数の伸び悩みの理由などが記されているが、注目されるのは、労働組合のスポーツ団体などの側からは殆ど何もしなされなかったことが理由の最初にあげられていることであろう。東ドイツでは、1950 年 4 月から「ソビエト」をモデルとした労働組合を中心としたスポーツ組織の再編が進められ、1956 年のスポーツ計画においても、労働組合のスポーツ団体の組織的強化などが課題として記されているが、報告からはこのスポーツ組織の再編がうまく機能していないことが窺える。

③児童・青少年スポーツ：青少年スポーツについては、会員数の減少とその理由、児童スポーツについては主に会員数の伸び悩みとその理由などが記されている。それらの理由の中で注目されるのが、指導者の不足とともに、教育省が児童をスポーツに導くことに殆ど貢献していないと記されていることである。「閣僚評議会の決定」は、必修のツールネン授業（Obligatorischer Turnunterricht）と課外スポーツ（Außerschulischer Sport）の管轄を教育省と定め、具体的な課題に示していた。特に、同決定は学校スポーツ共同体の設置など課外スポーツの整備を目指した多くの内容を盛り込み、課外スポーツを教員が責任を持ち、主に学校で行うことや、学校スポーツ共同体につくる競技種目まで細かく規定していた。しかし報告には、東ドイツ独自とされる学校スポーツ共同体などに関する記述はなく、この時期の東ドイツでは、スポーツに関する事項が法的に規定されても、それを実行に移すまでには時間がかかったことが窺える。

④専門家の養成：「閣僚評議会の決定」以前のス

ポーツ計画においても東ドイツが経済計画と同様にスポーツ分野も計画的、重点的に促進しようとしていることが窺えるが、報告においても、ドイツ体育大学における教員の養成数などが具体的に記され、計画的、重点的な専門家の養成が窺える。また報告からは、スポーツ学校における短期のスポーツ教員の養成や、運動指導者の養成が遅れていることなども窺える。

⑤スポーツ競技力の向上：1954 年のスポーツ計画や「1956 年から 1960 年までの東ドイツにおける身体文化・スポーツ促進に関する訓令」では、競技スポーツについて、重点促進種目や達成すべき課題などが記されているが、報告では、達成状況が具体的な数値で、世界、ヨーロッパ、西ドイツの記録を意識して記されるとともに、西ドイツより競技力が劣っていることや、課題達成を遅らせている要因なども記されている。例えば、若干の種目におけるトレーナーの割合の低さ、期待されたほどクラブによって特別課題が実現されなかったことなどが記されている。状況が具体的に記されている種目は、陸上、競泳、水球、体操、自転車、ボクシング、レスリング、重量挙げ、ボート、カヌー、ヨット、サッカー、ハンドボール、チェス、ケーゲル、バスケットボール、バレーボール、ホッケー、卓球、テニスである。冬季オリンピック種目が記されていないことや、従来のスポーツ関係規定で重点促進種目として記されていない種目（オリンピック種目でない種目を含む）が記されている理由については不明である。

⑥投資：1956 年のスポーツ計画では、ドイツ体育大学、スポーツ学校、人工スケートリンクなどへの重点的な投資が記されていたが、報告では、計画、実施額、その割合が具体的に記され、重点的な投資の状況が窺える。最高額はライブツィヒのスポーツスタジアムへの投資であり、次いで多いのがドイツ体育大学への投資である。スポーツくじであるスポーツ・トトから収益については、計画、実施額、割合が具体的に記されているが、1953 年から建設が始まった競技スポーツの拠点となるスポーツクラブなど競技スポーツに関することに多く投資されている。

⑦財政：1956 のスポーツ計画では、財政に関して資金の準備などがあげられていたが、報告では、十分な資金調達ができなかったことによって計画が達成されなかったことなどについて記されている。また、1956 年のスポーツ・トトの決算が具体的に示されているが、スポーツクラブへの支出が多いことが注目される。

⑧スポーツ器材開発：スポーツ器材開発については、1956 年の計画に基づいて、課題が部分的、完全に遂行されたと記された後、体操、水上スポーツ、自転車の器材、スポーツシューズなどの状

況について記されている。スポーツシューズについてはそこに記されたシューズの殆どが、1954年のスポーツ計画で重点促進種目として記された種目のシューズであることに注意する必要がある。競技スポーツの関連の重点的な器材開発が窺える。

IV. 結びに代えて—1957年までの東ドイツにおけるスポーツ振興の理念・方策とその実現

以上のように、本研究では、主に東ドイツのスポーツ関係規定、スポーツ計画、報告を検討することによって1957年までの東ドイツのスポーツ状況を明らかにした。

主に次のことが明らかとなった。第1に、東ドイツで最初のスポーツのみを取り扱ったスポーツ関係規定である「SED中央委員会の決議」では、児童・青少年スポーツ、大衆スポーツ、競技スポーツといった領域はまだ明確に区分されていないが、国家委員会設置後のスポーツ計画は、児童・青少年スポーツ、大衆スポーツ、競技スポーツ、イデオロギー教育、スポーツ科学、国際的活動、専門家育成、スポーツ器材・開発、スポーツ建造物と投資、財政、宣伝活動という項目で構成されている。これらの項目の多くが、後に国家委員会によって出された中長期的で総合的な内容を有する3つの訓令に受け継がれていることから、東ドイツスポーツ政策の主要な関心事が1950年代前半から継続してこれらの事柄にあったことが窺える。第2に、「閣僚評議会の決定」の特徴の一つは、ノルマや重点促進種目が設定され、東ドイツが経済計画と同様にスポーツ分野も計画的、重点的に促進しようとしていることにあるが、同決定以前のスポーツ計画においてすでにそれらがみられ、1950年代前半からの東ドイツにおける計画的、重点的なスポーツの促進が窺える。第3に、スポーツ関係規定からは、児童・青少年スポーツ、大衆スポーツ以上の競技スポーツの重視が窺えるが、報告においても、競技スポーツの拠点となるスポーツクラブへの多額の出資などが記され、東ドイツにおける早期からの競技スポーツ重視が窺える。第4に、スポーツ計画においてもイデオロギー教育の強化が重視されていることなどから、1950年代前半も東ドイツがソビエトをモデルとしてスポーツを促進しようとしていることが窺える。しかし、第二次世界大戦以前のドイツやソビエトにみられない学校スポーツ共同体の重視など、「閣僚評議会の決定」、1956年のスポーツ計画には東ドイツスポーツの独自性も窺える。第5に、報告をみる限り、1957まで、東ドイツは児童・青少年スポーツ、大衆スポーツにおいて会員数などで停滞し、競技スポーツにおいても西ド

イツに追いついていない状況にあったことが窺える。

最後に、明らかになったことに基づき、1957年までの東ドイツにおいてスポーツ振興の理念・方策と実態のずれがなぜ生じたのかについて若干言及しておきたい。スポーツ関係規定やスポーツ計画は、報告においてスポーツ振興の基礎と記されていることなどから、東ドイツにおけるスポーツ振興に一定の影響を及ぼしたと考えられる。しかし、報告には、「閣僚評議会の決定」やスポーツ計画で明記されている学校スポーツ共同体などに関する記述はなく、この当時の東ドイツではスポーツに関する事項がスポーツ関係規定に規定されても、それを徹底して実行に移すまでには時間がかかったことが窺える。また、報告には、スポーツ振興の理念・方策が実現できなかった理由について、大衆スポーツにおける労働組合のスポーツ団体の側からの働きかけのなさ、児童・青少年スポーツにおける指導者の不足、西ドイツより低い競技力、競技スポーツの若干の種目におけるトレーナーの割合の低さ、スポーツ教員、運動指導者の養成の遅れ、十分でない資金調達などが明確に記されている。その他、報告からは、東ドイツにおける1950年4月からの「ソビエトをモデル」とした労働組合を中心としたスポーツ組織の再編がうまく機能していないことが窺える。このことは、1957年のスポーツ組織の新たな再編、即ち、ドイツトゥルネン・スポーツ連合の設立と関連すると考えられることから今後も検討が必要であろう。「閣僚評議会の決定」以後の時期において、東ドイツのスポーツ分野で最も重要な出来事の一つは、1957年2月7日に国家委員会によって示された「民主的スポーツ促進運動の活動と構造の改善に関する理由と提案」に基づいて、1957年4月にドイツトゥルネン・スポーツ連合設立が設立されたことである。ドイツ再統一後に刊行された「ドイツスポーツ編年史」は、この動きを「ソビエトモデルからの方向転換」²⁷⁾と記している。このように1950年代半ばから東ドイツのスポーツには新たな動きがみられる。例えば、建国当初東ドイツがモデルとしたソビエトのスポーツにも、東ドイツと歴史的背景をともにする西ドイツのスポーツにもない学校スポーツ共同体の重視、世界に類をみないスポーツ分野のみを対象とし法的拘束力のある「閣僚評議会」の制定、ソビエトをモデルとした労働組合の組織を基盤としたスポーツ組織の再編の変更などである。これらのことがなぜ生じたのかについては、労働組合の組織を基盤としたスポーツ組織の再編が東ドイツの実情に合わなかったこと、従来のスポーツ促進計画が十分に実現されなかったこと、1955年に東ドイツが主権を回復し独自の政策を出せ

るようになったこと、1956 年のオリンピック大会において成果が出せなかったことなどが考えられるが推測の域をでない。東ドイツが 1950 年代半ばから、ソビエトのスポーツの何を、何のために、どのように変えていったのかを解明することも今後の課題となる。

本研究では、実態面の資料として報告を検討したが、例えば、競技スポーツの発展を遅らせた要因について、国家崩壊後に東ドイツスポーツ関係者によって書かれた自叙伝的著作は、党の競技スポーツへの干渉、粗悪な国内製スポーツ用具、国内での練習環境の悪さ、海外での試合・練習の不足なども指摘している。東ドイツにおけるスポーツ振興の理念・方策と実態のずれがなぜ生じたのかについては、今後様々な資料から慎重な検討が必要と考えられる。

【註及び文献】

- 1) 唐木國彦、「社会主義的」スポーツの崩壊、関春南・唐木國彦編『スポーツは誰のために—二十一世紀への展望』所収、大修館書店、1995、169-197 頁。
- 2) Knecht, Willi. Das Medaillenkollektive: Fakten Dokumente Kommentare zum Sport in der DDR. Verlag Gebr. Holzapfel: Berlin, 1978. S. 39.
- 3) 實學淳郎、ソビエト占領地区/東ドイツにおけるスポーツ関係規定の変遷に関する研究、金沢大学大学院人間社会環境研究科、2015。
- 4) Gesetz über die Teilnahme der Jugend am Aufbau der Deutschen Demokratischen Republik und die Förderung der Jugend in Schule und Beruf, bei Sport und Erholung. (1950)
- 5) Entschließung des Zentralkomitees der Sozialistischen Einheitspartei Deutschlands auf der Tagung vom 15. bis 17. März 1951. Die Aufgaben auf dem Gebiet der Körperkultur und des Sports.
- 6) Beschluß über die weitere Entwicklung der Körperkultur und Sportes in der Deutschen Demokratischen Republik. (1956)
- 7) Direktive zur Entwicklung der Körperkultur und des Sportes in der Deutschen Demokratischen Republik von 1956 bis 1960. (1956)
- 8) Direktive des Staatlichen Komitees für Körperkultur und Sport zur Entwicklung der sozialistischen Körperkultur bis zum Jahre 1965.
- 9) Gesetz über die Teilnahme der Jugend der Deutschen Demokratischen Republik am Kampf um den umfassenden Aufbau des Sozialismus und die allseitige Förderung ihrer Initiative bei der Leitung der Volkswirtschaft und des Staates, in Beruf und Schule, bei Kultur und Sport. Jugendgesetz der DDR. (1964)
- 10) Direktive zur Ausarbeitung der Perspektivpläne für die Entwicklung der sozialistischen Körperkultur bis 1970. (1965)
- 11) Verfassung der Deutschen Demokratischen Republik. (1968)
- 12) Beschluß des Staatsrates der Deutschen Demokratischen Republik. Die Aufgaben der Körperkultur und des Sports bei Gestaltung des entwickelten gesellschaftlichen Systems des Sozialismus in der Deutschen Demokratischen Republik. (1968)
- 13) Gesetz über die Teilnahme der Jugend an der Gestaltung der entwickelten sozialistischen Gesellschaft und über ihre allseitige Förderung in der Deutschen Demokratischen Republik. Jugendgesetz der DDR. (1974)
- 14) 東ドイツの法体系の中では、人民議会によって制定される法規が「法律」(Gesetz)と呼ばれた。人民議会は、このほかに「決定」(Beschluß)を行うことがあり、これも法規としての拘束力をもった。東ドイツ憲法第 48 条によれば、人民議会は唯一の憲法・法令制定機関であるとされていたが、実際には人民議会によって制定される法令は極めて少なかった。即ち、人民議会の機関として集団元首的な機能を担う国家評議会は、人民議会の法律・決定を実行するために「布告」(Erlaß)を発し、また自らも「決定」を下した。更に、人民議会のもう一つの機関としての政治機能を担う閣僚評議会も、人民議会の法律・決定及び国家評議会の布告・決定に基づいて、自ら命令(Verordnung)を発し、決定を下すことができた。東ドイツでは、以上の各法律、決定、命令がすべて法規としての拘束力を持っていた。次を参照。田沢五郎、ドイツ政治経済法制事典、郁文堂、1990、144-145 頁。なお、訓令(Direktive)の拘束力については不明である。
- 15) Wonneberger, Günther (Hg). Geschichte der Körperkultur in Deutschland. Bd. IV. Die Körperkultur in Deutschland von 1945 bis 1961. Sportverlag: Berlin, 1967. S. 82.
- 16) Ebenda, S. 87.
- 17) Ebenda, S. 163.
- 18) 東ドイツ時代の公文書館資料は 1996 年にドイツ連邦公文書館に統合され、現在も分類・整備が進んでいる。同館のスポーツ関係資料については、H.J.タイヒラーらによって紹介されているが、スポーツ計画については触れられていない。次を参照。
Teichler, Hans Joachim / Buss Wolfgang / Peiffer Lorenz (Hg.). Archive Quellen zum Sport in der SBZ / DDR. SPORT & Buch Strauß: Köln, 2003.
- 19) Perspektivplan zur Entwicklung von Körperkultur und Sport in der Deutschen Demokratischen Republik für das Jahr 1953, DR 5 / 38、1953 年 1 月 13 日、14 日の国家委員会事務局会議使

用資料。

- 20) Perspektivplan zur Entwicklung von Körperkultur und Sport in der Deutschen Demokratischen Republik für das Jahr 1954, DR 5 / 524、1953 年 7 月 9 日の国家委員会会議使用資料。
- 21) Perspektivplan zur Entwicklung von Körperkultur und Sport in der Deutschen Demokratischen Republik für das Jahr 1955, DR 5 / 145、1955 年 3 月 8 日の国家委員会事務局特別会議使用資料。
- 22) Perspektivplan 1956, DR 5 / 549、1955 年 12 月 6 日の国家委員会事務局特別会議使用資料。
- 23) 東ドイツの歴史において 1952 年は重要な転換期であった。7 月に開催された SED 第 2 回党会議は、社会主義の建設を東ドイツにおける基本課題とするまでに政治・経済の条件が整ったこと、労働者や多くの勤労者の意識が発達したことなどを明らかにし、すべての社会領域におい社会主義の基礎を計画的に築くことを決議したのである。また、行政機構に関しても、1952 年にドイツ従来 の 5 州 (Land) が廃止され、その代わりに 14 の県 (Bezirk) が設置され、郡 (Kreis) の数は 132 から 217 に増やされた。これは地方行政の中央集権化と呼べる措置であった。次を参照。
- Weber, Hermann. Die DDR 1945-1986. R. Oldenbourg Verlag: München, 1988. S. 32.
- 24) 世界で初めて社会主義国家として成立したソビエトは、第二次世界大戦後、特に社会主義国家の体育・スポーツに大きな影響を及ぼした。里見は、第二次世界大戦以前のスポーツ普及政策期 (1922—1928 年) ではスポーツ組織を通じた共産主義思想の普及、国内競技力向上政策期 (1929—1940 年) ではスポーツ章、スポーツ等級制度の整備、軍事的スポーツ教育政策期 (1941—1944 年) ではスポーツ活動の軍事的利用などに着目している。次を参照。里見悦郎、最新ソビエトスポーツ研究—その歴史と制度—、不昧堂出版：東京、1991 年、131-132 頁。
- 25) Bericht über die Entwicklung der demokratischen Sportbewegung im Jahre 1956, DR5 / 561.
- 26) ドイツ連邦公文書館に所蔵されている国家委員会関係資料は DR/5 と分類され、ファイル数は 3800 以上である。そのファイル名は文書館がつけたものであり、実際の内容と異なるものがある。
- 27) Skorning, Lothar. “CHRONIK DES DDR-SPOERS Teil III : 1956-1960”; in BEITRÄGE ZUR SPORTGESCHICHTE, 3 (1996), S. 11.